

事務連絡
令和7年9月12日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当課長 殿
(上記、各都道府県経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道管路の全国特別重点調査の結果を踏まえた連携や対応について（依頼）

国土交通省では、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没を伴う下水道管路の破損事故を受け、3月18日付の事務連絡「下水道管路の全国特別重点調査について（依頼）」を通知し、対象となる下水道管理者にて全国特別重点調査を実施いただくとともに、優先的に調査を実施すべき箇所（以下、優先実施箇所という。）については8月8日時点の実施状況や調査結果を報告いただいたところですが、調査結果を踏まえ、下記のとおり実施いただきますようお願いいたします。

記

（1）道路管理者との情報共有について

全国特別重点調査の実施にあたっては、道路管理者との連携をお願いしているところですが、緊急性度Iと判定された箇所については、当該管路が埋設されている道路の位置情報（図面等）や調査結果、対策予定時期等を、所管する道路管理者に対し、9月16日までに情報共有いただきますようお願いいたします。

また、優先実施箇所以外を含め、全国特別重点調査において新たに緊急性度Iと判定された場合にも、同様に道路管理者との情報共有をお願いいたします。

（2）応急措置などの対策が完了するまでの対応について

全国特別重点調査において、緊急性度IまたはIIと判定された箇所では空洞調査を実施いただいていますが、緊急性度Iと判定された箇所については、道路管理者と連携し、応急措置などの対策が完了するまでの間、下水道管理者として巡視などにより地表面やマンホールふたなどの異状の把握に努め、異状が確認された場合には速やかに必要な対応を行うようお願いいたします。